

大分類A－農業，林業

総 説

この大分類には、耕種農業、畜産農業（養きん、養ほう、養蚕を含む）及び農業に直接関係するサービス業務並びに林業及び林業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。

なお、植木の刈り込みのような園芸サービスを提供する事業所及び昆虫類、へびなどの採捕を行う事業所も本分類に含まれる。

(1) 耕種農業とは

- (ア) 水稻，陸稻，麦類，雑穀，豆類，いも類，野菜，果樹，工芸農作物，飼肥料作物，花き，薬用作物，採種用作物，桑の栽培をいう。
- (イ) しいたけ，たけのこ，こうぞ，みつまた，はぜ，こりやなぎ，くり，くるみ，つばきなどを栽培し，単に下刈り程度の管理のみでなく施肥（刈敷は施肥とみなさない）を行っている場合は耕種とみなす。
- (ウ) 天然性のしいたけ，たけのこ，わさびなどの採取並びに用材又は薪炭材の生産を主目的とする植物の栽培は耕種としない。

(2) 畜産農業とは

- (ア) 乳用牛，肉用牛，馬，鹿，豚，いのぶた，いのしし，めん羊，やぎ，にわとり，あひる，うずら，七面鳥，うさぎ，たぬき，きつね，ミンクなどの飼養，ふ卵，育すうを行うことで，種付け目的のものも含まれる。
モルモット，マウス，ラット，カナリヤ，文鳥などを実験用又は愛がん用に供することを目的として飼育する場合及びいたち，きじなどを森林保護又は種族保護を目的として人工的に増殖，飼育する場合も含まれる。
- (イ) 蚕の飼育及び蚕種の製造も含まれる。
- (ウ) 競馬などに専ら使用する目的で飼養しているもの及び家畜仲買商が一時的に飼養しているものは含まれない。
- (エ) 店舗で愛がん用の鳥獣を飼養する場合は含まれない。

(3) 林業とは

山林用苗木の育成・植栽，林木の保育・保護，林木からの素材生産，薪及び木炭の製造，樹脂，樹皮，その他の林産物の採集及び野生動物の狩猟などをいう。

事 業 所

農業又は林業を営んでいる事業所，又は事業主の住居が，分類を適用する単位としての農業又は林業事業所である。

農家又は林家が農業又は林業以外の経済活動を行っていても、それが同一構内（屋敷内）で行われている限り、原則として、そこに複数の事業所があるとはしない。ただし、専従の常用従業員のいる店舗、工場などがあれば、別にそれらの事業所があるものとする。

農業又は林業と他産業との関係

(1) 農家又は林家で製造活動を行っている場合

(イ) 主として他から購入した原材料を使用して製造、加工を行っている場合は農業又は林業の活動とはしない。

(ロ) 主として自家栽培した原材料を使用して製造、加工を行っている場合は農業又は林業の活動とする。ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業員がいるときは農業又は林業の活動とはしない。

(2) 農業協同組合の事業所で信用事業又は共済事業と併せて、他の大分類にわたる事業を行っているものは大分類Q－複合サービス事業〔8711〕に分類される。農業協同組合の事業所で、単独で工場、店舗等を構えて単一の事業を行っているものは、その行う事業によって製造業、小売業等それぞれの産業に分類される。

なお、複数の大分類にわたる事業を行う農業協同組合の事業所であっても、信用事業又は共済事業を行っていない場合は、その事業所で行う事業のうち、主要な経済活動によりそれぞれの産業に分類される。

(3) 森林組合の事業所で信用事業又は共済事業と併せて、他の大分類にわたる事業を行っているものは大分類Q－複合サービス事業〔8714〕に分類される。森林組合の事業所で、単独で工場、店舗等を構えて単一の事業を行っているものは、その行う事業によって製造業、小売業等それぞれの産業に分類される。

なお、複数の大分類にわたる事業を行う森林組合の事業所であっても、信用事業又は共済事業を行っていない場合は、その事業所で行う事業のうち、主要な経済活動によりそれぞれの産業に分類される。

中分類 0 1 ー 農 業

総 説

この中分類には、耕種農業、畜産農業（養きん、養ほう、養蚕を含む）及び農業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。

請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う事業所も本分類に含まれる。

小分類 細分類
番 号 番 号

- | | |
|------|--|
| 010 | 管理，補助的経済活動を行う事業所（01 農業） |
| 0100 | 主として管理事務を行う本社等
主として農業の事業所を統括する本社等として，自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務，人事・人材育成，総務，財務・経理，企画，広報・宣伝，生産・プロジェクト管理，支社・支店等の管理，出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所をいう。
○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所 |
| 0109 | その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
主として農業における活動を促進するため，同一企業の他事業所に対して，輸送，清掃，修理・整備，保安等の支援業務を行う事業所をいう。
○自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所 |
| 011 | 耕 種 農 業 |
| 0111 | 米 作 農 業
主として米（水稻，陸稻）を栽培し，出荷する事業所をいう。
○水稻作農業；陸稻作農業 |
| 0112 | 米作以外の穀作農業
主として米以外の穀物を栽培し，出荷する事業所をいう。
穀物とは，米（水稻，陸稻），麦類，雑穀（あわ，ひえ，きび，そば，とうもろこし，もろこし），豆類（大豆，そらまめ，いんげんまめ，小豆，ささげ，らっかせい，えんどう，りよくとう）などの乾燥子実をいう。
○麦作農業；雑穀作農業 |

0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）

主として野菜を栽培し、出荷する事業所をいう。

野菜とは、果菜類（えだまめ、さやえんどう、とうもろこし等の未成熟子実を含む）、葉茎菜類（はくさい、キャベツ、ねぎ等）、根菜類（だいこん、にんじん、さといも等）及び栽培されたきのこ類をいう。

○野菜作農業；すいか・メロン・トマト作農業；水耕等の養液栽培による野菜作農業；たけのこ栽培農業；しいたけ栽培農業；しめじ栽培農業；もやし栽培農業
×ばれいしょ作農業 [0117]；さとうきび作農業 [0116]；かんしょ作農業 [0117]

0114 果樹作農業

主として果樹を栽培し、出荷する事業所をいう。

果樹とは、みかん、りんご、ぶどう、かき、なし、もも、くり、くるみなどの木本性植物をいう。

○みかん作農業；りんご作農業；ぶどう作農業；かき作農業；くり作農業
×すいか作農業 [0113]；メロン作農業 [0113]；トマト作農業 [0113]

0115 花き作農業

主として花きを栽培し、出荷する事業所をいう。

花きとは、切り花、切り葉、切り枝、球根、鉢物、花き苗、芝、植木など美観の創出ないし維持又は緑化などに供する目的で栽培されている植物をいう。

○切り花類栽培業；球根類栽培業；鉢物類栽培業；芝類栽培業；植木（緑化木、庭公園樹等）栽培業；盆栽業

0116 工芸農作物農業

主として工芸農作物を栽培し、出荷する事業所をいう。

工芸農作物とは、なたね、葉たばこ、生茶、さとうきび、てんさい、こんにゃくいも、い、こうぞ、みつまた、ホップ、薬用にんじん、ハーブなど、油脂、甘味料、繊維、薬などの原料に供する目的で栽培されている植物をいう。

○たばこ作農業；さとうきび作農業；茶作農業；てんさい作農業

0117 ばれいしょ・かんしょ作農業

主としてばれいしょ又はかんしょを栽培し、出荷する事業所をいう。

○ばれいしょ作農業；かんしょ作農業

0119 その他の耕種農業

主として飼肥料作物,採種用作物など他に分類されない作物を栽培し,出荷する事業所をいう。

飼肥料作物とは,飼料や肥料とする目的で栽培されている牧草等をいい,採種用作物とは,種苗(林業用の種苗を除く)を得る目的で栽培されている植物をいう。

○飼肥料作物栽培業;採種用作物栽培業;果樹苗木栽培業;桑苗栽培業

012 畜産農業

0121 酪農業

主として生乳を生産し,出荷する事業所をいう。

○酪農業

0122 肉用牛生産業

主として肉用牛を飼養する事業所をいう。

肉用牛とは,肉用を主目的に飼養している牛をいう。この場合,牛の品種は肉専用種に限らず肉用目的に飼養している乳用種を含む。

○肉用牛肥育業;肉用子牛生産業

0123 養豚業

主として豚を飼養する事業所をいう。

○養豚業

0124 養鶏業

主として鶏卵の生産及び食鶏の飼養を行う事業所をいう。

○養鶏業

0125 畜産類似業

主として実験用・愛がん用動物の飼育,農作物・森林の保護及び種族保護を目的とする動物の飼育を行う事業所をいう。

かぶと虫,すず虫などの昆虫類(みつばち,蚕を除く)の飼育及びへびなどの飼育を行う事業所も本分類に含まれる。

○実験用動物飼育業(マウス,ラット,モルモット,うさぎなど);愛がん用動物飼育業(カナリア,文鳥,犬など);いたち飼育業;きじ飼育業;昆虫類飼育業(かぶと虫,すず虫など);へび飼育業

×うさぎ養殖業(実験用,愛がん用を除く) [0129];毛皮獣養殖業 [0129];へび採捕業 [0299];昆虫類採捕業 [0299];養ほう(蜂)業 [0129];養蚕農業 [0126]

0126 養 蚕 農 業

主として蚕の飼育及び蚕種の製造を行う事業所をいう。

○養蚕農業；蚕種製造業

0129 その他の畜産農業

主としてその他の畜産物を飼育する事業所をいう。

その他の畜産物とは、馬，めん羊，やぎ，うさぎ（実験用，愛がん用を除く），鶏以外の家きん（うずら，あひる，七面鳥など），毛皮獣などをいう。

○養ほう（蜂）業；毛皮獣養殖業（たぬき，きつね，ミンクなど）

×酪農業 [0121]；肉用牛生産業 [0122]；養豚業 [0123]；養鶏業 [0124]；養蚕農業 [0126]

013 農業サービス業（園芸サービス業を除く）

0131 穀作サービス業

穀作農業に係る育苗，耕起，植付，防除，刈取，脱穀，調製など，栽培から出荷までのいずれか 1 種類以上の作業を請負で行う事業所をいう。

○育苗センター；各種米作作業請負業；ライスセンター；カントリーエレベーター；脱穀業（農家と請負契約によって脱穀を行うもの）；農業用施設維持管理業；土地改良区

×精米業（農家の家庭消費用として精米を行うもの）[7991]；農業協同組合（信用事業又は共済事業と併せて，他の大分類にわたる事業を行っているもの）[8711]

0132 野菜作・果樹作サービス業

野菜作及び果樹作の栽培から出荷までのいずれか 1 種類以上の作業を請負で行う事業所をいう。

○共同選果場；野菜共同選別場

0133 穀作，野菜作・果樹作以外の耕種サービス業

穀作，野菜作，果樹作以外の作物の栽培から出荷までのいずれか 1 種類以上の作業を請負で行う事業所をいう。

○さとうきび作作業請負業；花き共同選別場

0134 畜産サービス業（獣医業を除く）

主として請負で種付け，人工授精又は受精卵移植，育成，種卵採取，ふ卵，育すう，家畜の貸付・飼養管理などを行う事業所及びこれらに必

要な施設を供与する事業所をいう。

稚蚕飼育など、生産から出荷までのいずれか1種類以上の作業を請負で行う事業所も本分類に含まれる。

○人工授精業；種鶏業；ふ卵業；装てい（蹄）業；稚蚕共同飼育場

×獣医業〔7411〕

014 園芸サービス業

0141 園芸サービス業

主として請負で築庭，庭園樹の植樹，庭園・花壇の手入れなどを行う事業所をいう。

ただし，公衆道路，運動場などの土木事業を伴う公園造成を主として請負う事業所は大分類D－建設業〔0622〕に分類される。

○造園業；植木業（主として庭園作り，又は手入れなどを行うもの）

中分類 02 ー 林 業

総 説

この中分類には、山林用苗木の育成・植栽、林木の保育・保護、林木からの素材生産、薪及び木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の採集及び林業に直接関係するサービス業務並びに野生動物の狩猟などを行う事業所が分類される。

昆虫類、へびなどの採捕を行う事業所も本分類に含まれる。

小分類 細分類

番 号 番 号

020 管理，補助的経済活動を行う事業所（02 林業）

0200 主として管理事務を行う本社等

主として林業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務，人事・人材育成，総務，財務・経理，企画，広報・宣伝，生産・プロジェクト管理，支社・支店等の管理，出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

0209 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

主として林業における活動を促進するため，同一企業の他事業所に対して，輸送，清掃，修理・整備，保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所

021 育 林 業

0211 育 林 業

将来直接利用するために保育されている山林で，その山林に対し，林木の造林・保育・保護が主要作業である事業所をいう。

○私有林経営業；地方公共団体（財産区を含む）の経営する山林の事業所；森林管理局；森林管理署；森林事務所；生産森林組合等の育林を主とする協業体；漆樹栽培業；竹林業（たけのこ栽培を除く）；薪炭林経営業；桐栽培業；油桐栽培業；パルプ材育林業

×林野庁 [9731]；森林総合研究所 [7113]；大学演習林 [816]；たけのこ栽培農業 [0113]

022	素 材 生 産 業	
0221	素 材 生 産 業	立木を購入し、伐木して主として素材のまま販売する事業所をいう。 ○一般材生産業；パルプ材生産業；坑木生産業；くい丸太生産業；電柱用材生産業；足場丸太生産業 ×貨物自動車運送業 [441]；製材業 [1211]
023	特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）	森林原野において産出される産物のうち、一般用材を除く林産物を生産する事業所をいう。
0231	製 薪 炭 業	直営による薪の製造又は木炭の製造を主として行う事業所をいう。 ただし、他人に雇われて木炭を製造する焼子は事業所としない。 ○薪製造業；炭焼業（焼子を除く）；製炭会社；木炭製造業；黒炭製造業；枝炭製造業；白炭製造業 ×薪請負製造業 [0249]；炭焼請負業 [0249]；炭賃焼業 [0249]
0239	その他の特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）	特用林産物のうち、薪及び炭を除く林産物を生産する事業所をいう。 ○松やに採取業；うるし採取業；うるしかき業；松根油採取業（森林内で行う松根油蒸留を含む）；樹脂精油採取業（抽出・蒸留を含む）；杉皮採取業；しゅろ皮はぎ業；天然きのこ採取業；とうづる採取業；あけびつる採取業；樹皮採取業；松たけ採取業；林内種実採取業；粗製しょうのう採取業；コルク皮採取業；野草採取業（薬草、山菜など）；ささ採取業；そだ採取業；竹皮採取業；かや採取業；ふし（五倍子）採取業；松葉採取業 ×しいたけ栽培農業 [0113]；しめじ栽培農業 [0113]；たけのこ栽培農業 [0113]
024	林業サービス業	
0241	育林サービス業	主として請負によって造林，保育，保護を行う事業所をいう。 ○育林請負業；植林請負業
0242	素材生産サービス業	主として請負によって伐木又は伐木と運材を兼ね行う事業所をいう。 ○素材生産請負業；木材伐出請負業；伐木運材請負業；共同貯木場（森林組合，同

連合会の経営によるもの)

0243 山林種苗生産サービス業

主として請負によって山林用苗木の育成のための事業を行う事業所をいう。

○山林用種苗生産請負業

0249 その他の林業サービス業

他に分類されない主として請負で炭焼，山番などの林業に附帯するサービスを提供する事業所をいう。

○薪請負製造業；炭焼請負業；炭賃焼業；山番業

029 その他の林業

0299 その他の林業

他に分類されない林業，狩猟業を営む事業所をいう。

本分類には毛皮用，食用のための鳥獣の捕獲，害鳥獣の捕獲又は昆虫類，へびなどの採捕並びに山林用種苗業も含まれる。

○狩猟業；わなかけ業；猟師業；昆虫類採捕業；へび採捕業；山林用種苗業